恒例の新春鎌倉ハイキングに37人が参加

2015年を迎えた1月4日(日)、恒例の鎌倉ハイキングを行いました。今回は鎌倉七福神のうちの五福神を巡りました。

初詣に訪れる人びとでにぎわう鎌倉駅に集合し、ハイキングはスタートしました。浄智寺・布袋尊、鶴岡八幡宮・弁財天、宝戒寺・毘沙門天、妙隆寺・寿老人、本覚寺・夷尊神を訪れ、年の初めに楽しく歩くことができました。次回もお楽しみに。

年の初めに記念撮影

新春の鎌倉を歩きました

すすき野俳句会の作品が4年連続入賞
組合員の古口敏行さんの俳句が　金賞受賞

昨年から3年連続して入賞した『品川区高齢者作品展・俳句部門』、今年も品川○美術館で、1月17日～20日に行われました。

すすき野俳句会（豊支部）から出品した受賞作品と1月定例会の作品をご紹介します。

受賞作品

大雁塔　高きを競う　凧二つ　敏行

1月すすき野俳句会定例会作品

日本の　臍はわが家ぞ　屠蘇を酌む　史郎
春の声　聞きたく昇る　女坂　凍雷
大寒や　入日の染める　伊豆の海　周子
行間の　声の寂しさ　冬の文　玲子
将兵も踏みし　木の実の　源氏山　貞子
ひとり居の　雑煮の人参　花型に　千恵子
釜の底　残り火次第の　香り聞く　秀泰

すすき野俳句会は、毎月1回ゆたかの家で開催しています。　俳句をやってみたい方はご連絡ください（5751－0946）

城南福祉医療協会は、無料低額診療事業をしています。

医療費のお支払いにお困りの方はご相談ください

《無料低額診療事業とは》　経済的理由により必要な医療が受けられない方々に、安心して治療を受けていただくための制度です。

《利用するためには》　収入状況等確認・申請による審査のうえ、かかった医療費の保険診療分が無料または低額になります。

〈対象となる方〉　経済的な理由で治療費の支払いが困難な方

〈対象事業所・問い合わせ先〉

大田病院　3762-8421（医事課　小林）
大田歯科　3762-0418（大川）
大森中診療所　6404-2301（井口）

？？例えば…こんな方はおられませんか？？

80代女性、大田病院・大田歯科往診管理中の方。夫婦で年金25万円ほど。家賃は８万円。要介護状態で介護保険を使いながら生活をしている方。医療費（薬代含め）介護サービス費で月に３万円くらい負担がある方。医療費の相談がしたいとのことで、無料低額診療事業を申請し、負担が軽くなり、安心して医療にかかれるようになった。

《大田病院医療相談室》でもご相談いただけます。医療費のことでご心配のある方は、お近くの職員にお気軽にお問合せください。

＊また、お電話の際には「無料低額診療のことで相談したい」とお伝えください。

「よろず（なんでも）相談」《無料》

どんな相談でもできます。弁護士の相談も受けられます。

【品川】　毎週火曜日と木曜日　10時～ 12時
場所はゆたか診療所３階　応接室
- 法律相談は　毎月第３月曜日　10時～ 12時
  担当は串山泰生弁護士（五反田法律事務所）
  できるだけ電話予約を（3781-4723 ゆたか診療所まで）

【大田】　月曜～土曜の　10時～ 12時（ただし第３土曜日は休み）
場所は大森中診療所１階
- 法律相談は月３回。担当は佐藤誠一弁護士と早瀬薫弁護士（東京南部法律事務所）。
  できるだけ電話予約を（6404-2301 大森中診療所まで）

第１水曜　13時～ 15時　　第３土曜　10時～ 12時
第４水曜　13時～ 15時

「成年後見専門相談」《無料》

ご家族のどなたかが認知症になったことで、お金の管理等に困っていませんか？　司法書士（専門職後見人）が相談にのります。

場所　大森中診療所１階　よろず相談コーナー
毎月　第２水曜日　13時～ 15時

- 必ず予約をお願いします。「成年後見専門相談」の予約は（3762-0266　担当：横山）まで

第6回「大田くらしのなんでも相談会」のお知らせ

法律・生活・労働・医療など、どんな相談でも受けられます。この相談会は２ヵ月に１回、第３水曜日に定例で行います。

日時　**３月18日（水）13:30～15:00**
場所　**ＪＲ蒲田駅西口**

問い合わせは、大田社保協事務局（城南保健生協内）3762－0266まで

第40回 通常総代会にあたって

総代会を次の日程で開催します。

日時　2015年６月27日（土）13時～
会場　アプリコ展示室

総代選挙告示

総代選挙規約に基づき、総代選挙を実施します。総代に立候補しようとする組合員は、総代選挙管理委員会（生協本部）に氏名・地域（職場）を記入して届けてください。

- 立候補資格は組合員で、2015年3月31日現在組合員であること。
- 届出期間　2015年4月1日～4月30日
- 選挙方法は選挙区定数を基に選挙区ごとの投票で行う
- 届け出、問い合わせ先は総代選挙管理委員会事務局
  大田区大森東４－６－15－101
  電話 3762－0266　FAX 3762－0239

長期住所不明組合員の自由脱退について

定款第10条第３項に規定する長期住所不明組合員の自由脱退を行います。対象は住所の変更届けが２年間行われず、住所不明となって２年が経過した組合員です。

- 住所不明の組合員名簿を城南保健生協本部、すずらんの各事業所、ゆたか調剤薬局に2015年４月１日から４月30日まで備えつけ、閲覧できるようにします。
- 住所不明組合員名簿を閲覧いただき、お友達等で転居先のわかる方がいましたら、生協本部まで連絡をお願いします。
- 2015年４月30日までに住所確認ができなかった組合員については、自由脱退手続きを理事会の承認により行い、結果を総代会にて報告します。